

## 自動車損害賠償責任保険経費計算基準

(総 則)

1. 自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の経費は本保険の特殊性に鑑み、これを正確かつ統一的に把握するため、この基準により計算するものとする。

(経費の分類)

2. 自賠責保険の経費は次のとおり分類する。

- ① 営業費
- ② 損害調査費
- ③ 一般管理費
- ④ その他の事業費

3. 自賠責保険の経費の分類基準は次のとおりとする。

- ① 営業費

営業費とは自賠責保険の営業及び契約処理のための人件費（退職給付引当金積増額及び賞与引当金積増額を除く、以下同じ。）及び物件費（減価償却費を除く、以下同じ。）であって、全て固有費として把握する。

- ② 損害調査費

損害調査費とは自賠責保険の事故処理並びに保険金支払処理のための人件費及び物件費であって、全て固有費として把握する。

- ③ 一般管理費

一般管理費とは管理職及び一般管理部門の人件費及び物件費をいう。

- ④ その他の事業費

その他の事業費とは自賠責保険事業の運営に付随する人件費及び物件費以外の事業費をいう。

(営業費・損害調査費算出上の部門別区分)

4. 営業費及び損害調査費を算出するための部門区分は次のとおりとする。

- ① 総括部門

総括部門とは自賠責保険の本社業務・再保険業務等を所管する本社機構としての自賠責保険部・課・係をいう。

- ② 現業部門

現業部門とは自賠責保険の元受営業及び契約処理・事故処理・保険金支払等

の業務を行う営業部・支店・査定サービス部署をいう。

(総括部門の営業費・損害調査費の賦課基準)

5. 総括部門における経費は実額として把握され、全て自賠責保険の固有費とする。
- a. 交際費・調査費・寄付金・臨時費・その他明らかに本保険に帰属しないと認められる経費は対象から除く。
  - b. 営業費と損害調査費との分類が困難なものは、社員給与については業務従事時間割により、厚生費・物件費については費目又は経費の内容に応じて給与割・人員割等により按分する。
  - c. 部・課・係を区分していない会社にあつては、自賠責保険の本社業務及び再保険業務に従事する人員を算出し、人件費についてはその人員の実績額とする。物件費については実績とする。

(現業部門の営業費・損害調査費算出上の単位)

6. 現業部門の営業費及び損害調査費は、自賠責保険に係る営業部・支店の単位で計算する。(以下この計算単位となった営業部・支店を「単位部支店」という。)
- ただし、営業部・支店単位で計算し難い場合に限り、全部支店を一括して計算することができるが、この場合は、特定の保険種目を専業に取り扱う部課(例えばマリン関係・長期積立保険関係部課)を除き、できるだけ実態に近づけるものとする。

(現業部門の営業費・損害調査費の賦課基準)

7. 現業部門における経費は社員給与・厚生費・物件費別に次の区分により算出する。

なお、物件費(雑費)中の人材派遣料については、社員給与に含めて算出したのち、社員給与(人件費)と人材派遣料(物件費)とに区分する。

(1) 社員給与の賦課基準

① 営業費の社員給与

[自賠責保険契約1件当たり処理給与額(1人1分当たり給与額×1件当たり処理分数)×取扱件数]とする。

a. 1人1分当たり給与額

(a) 単位部支店の年間総給与額を同所属人員で除して1人当たり年間給与額を求めるものとするが、役職者については管理業務に相当する部分を年間給与額及び人員数から控除して算出するものとする。

ただし、単位部支店の給与額及び人数から④の部支店本部に属する職員の給与額及び人数を除く。

なお、人材派遣料を給与額に、派遣社員数を人員数に含めるものとする。

(b) (a)で求めた1人当たり年間給与額を更に年間実働時間(分数単位)で除して1人1分当たり給与額を求める。

(c)年間実働時間は別に定める。

b. 1件当たり処理分数は別に定める。

c. 取扱件数は年間の契約処理件数とし、新契約件数のほか異動・解約・取消等の各件数も全て含める。

#### ②損害調査費の社員給与

[自賠責保険支払保険金等1件当たり処理給与額(1人1分当たり給与額×1件当たり処理分数)×取扱件数]とする。

a. 1人1分当たり給与額は①-aに準じる。

b. 1件当たり処理分数は別に定める。

c. 取扱件数は支払保険金・仮渡金の合計年間処理件数とする。

#### ③1件当たりの処理分数に含まれない業務に係る社員給与

上記①、②に定める1件毎の処理分数に含まれない業務に係る給与については、[1人1分当たり給与額×1人当たり分数×所属人員数]により算出する。

a. 1人1分当たり給与額及び所属人員数は①-aに準じる。ただし、給与額から人材派遣料を、人員数から派遣社員数を除くこととする。

b. 1人当たり分数は別に定める。

#### ④部支店本部の社員給与

部支店本部とは営業部・支店において全種目の営業・損害調査に関する総括管理及び共通事務を取り扱う部店長席職員(部店長・次長)・庶務等と査定サービス部門(営業部・支店から独立している場合)において総括管理業務を行う部長席職員等をいい、その社員給与は次の基準により賦課する。

[単位部支店の部支店本部の給与総額×自賠責保険社員給与÷全種目合計の社員給与]とする。

a. 単位部支店の部支店本部の給与総額には人材派遣料を含める。

b. 自賠責保険社員給与とは部支店本部の営業費の計算では上記「①及び③で算出した営業費の社員給与及び人材派遣料」をいい、同様に損害調査費の計算では「②及び③で算出した損害調査費の社員給与及び人材派遣料」をいう。

c. 全種目合計の社員給与とは単位部支店の社員給与総額及び人材派遣料の合計額から部支店本部の社員給与総額及び人材派遣料の合計額を控除したものである。

#### (2) 厚生費の賦課基準

### ①営業費の厚生費

単位部支店の厚生費総額（部支店本部を含む、以下同じ。）に（１）－①、③及び④によって算出した自賠責保険営業費社員給与の単位部支店社員給与総額（部支店本部を含み、人材派遣料を除く、以下同じ。）に対する比率（以下この割合を「営業社員給与割」という。）を乗じたものとする。

### ②損害調査費の厚生費

単位部支店の厚生費総額に（１）－②、③及び④によって算出した自賠責保険損害調査費社員給与の単位部支店社員給与総額に対する比率（以下この割合を「損調社員給与割」という。）を乗じたものとする。

### （３）物件費の賦課基準

営業費及び損害調査費の物件費は性質別に次の区分により賦課する。

#### ①給与割により賦課する経費

- a. 給与割で賦課する費目は、  
〔借地借家料・図書費・消耗品費・備品費及び営繕費〕とする。
- b. 単位部支店の各費目の総額に営業社員給与割を乗じたものを営業費として賦課する。
- c. 単位部支店の各費目の総額に損調社員給与割を乗じたものを損害調査費として賦課する。

#### ②従事割により賦課する経費

- a. 従事割で賦課する費目は、  
〔機械賃借料・雑費中の委託費・外注費等機械処理に要する経費等〕とする。
- b. 単位部支店の各経費の総額に自賠責保険関係の機械使用時間の総機械使用時間に対する比率又はこれに代わる適切な賦課比率を乗じたものとする。
- c. 保険金支払処理関連の機械処理経費は損害調査費に計上する。
- d. これらの経費を本社に一括して計上している会社は、全部支店分を一括して計算して差支えない。

#### ③実額プラス件数割により賦課する経費

- a. 実額プラス件数割で賦課する費目は、  
〔交通費・通信費・印刷費及び雑費（上記②の経費及び人材派遣料を除く。）〕とする。
- b. 自賠責保険の固有費として個別に把握できるものは固有費として計上する。
- c. 各保険種目に区分することが困難なもの（以下「共通費」という。）は、
  - (a) 単位部支店の各費目の営業費共通費に自賠責保険元受契約件数の全種目総元受契約件数に対する比率を乗じたものを営業費として賦課する。
  - (b) 単位部支店の各費目の損害調査費共通費に自賠責保険元受支払保険金件数の全種目総元受支払保険金件数に対する比率を乗じたものを損害調査費とし

て賦課する。

- d. 件数割の算出に際しては、固有費として個別に把握した実態に応じ修正することができる。
- e. c-(a)の元受契約件数は、自賠責保険・運送保険・火災保険住宅金融支援機構物件等について、別に定める換算を行うものとする。

④実額のみを計上する経費

- a. 実額のみを計上する費目は、  
〔協会及び諸会費・会議費並びに広告費〕とする。
- b. 自賠責保険の固有費に該当する経費の実額とする。
- c. 損害保険料率算出機構の自賠責保険に関する経費中、自賠責保険納付額は全額固有費として損害調査費の協会及び諸会費に計上し、自賠責保険広報費は同様に営業費の広告費に計上する。

⑤賦課を行わない経費

- a. 賦課を行わない費目は、  
〔交際費・調査費・寄付金及び臨時費〕とする。
- b. これらの経費には、自賠責保険に帰属する部分がないと認められるので、賦課は行わない。
- c. 上記以外の費目で明らかに本保険に帰属しないと認められる経費は賦課の対象から除く。

(一般管理費及び退職金の配賦)

8. 一般管理費は次の基準により配賦する。なお、退職金を一般管理費以外の経費に配賦している場合は次のc.に定めるところにより配賦した上で、b.による配賦計算を行う。
- a. 一般管理費として処理された経費のうち下記の費目及び費用を除く。
    - イ. 交際費・広告費・寄付金及び臨時費の各費目
    - ロ. 海外出張費用等、明らかに本保険に帰属しないと認められる費用
  - b. 一般管理費は人件費・物件費別に全店合計の「自賠責保険営業費と損害調査費との合計額」の「全種目営業費と損害調査費との合計額」に占める構成割合により一括して配賦計算を行う。
  - c. 退職金を営業費に配賦している場合は全店合計の「自賠責保険営業費社員給与と厚生費との合計額」の「全種目営業費社員給与と厚生費との合計額」に占める構成割合により、退職金を損害調査費に配賦している場合は全店合計の「自賠責保険損害調査費社員給与と厚生費との合計額」の「全種目損害調査費社員給与と厚生費との合計額」に占める構成割合により配賦計算を行う。(ただし、給与には人材派遣料は含めない。)

(その他の事業費の配賦)

9. その他の事業費として配賦する項目と配賦基準は次のとおりとする。

①事業税 (含む地方法人特別税)

発生ベースによる当該年度の税額のうち自賠責保険分として計算し得る実額。

②固定資産税 (含む都市計画税)、登録免許税及び不動産取得税

総額に自賠責保険社員給与総額 (営業費・損害調査費・一般管理費の合計額、ただし人材派遣料は除く。) の総社員給与額 (営業費・損害調査費・一般管理費・投資率費の合計額。ただし、直販社員給与及び集金専門社員給与を除く。また、人材派遣料は含めない。) に対する比率 (以下この割合を「総給与割A」という。) を乗じたものとする。

③退職給付引当金

退職給付引当金の正味積増額 (繰入額から戻入額を控除したもの (特別損益で処理した金額を除く。)) で、かつ、直販社員及び集金専門社員分を除く。) に総給与割Aを乗じたものとする。

④自動車関連諸税

当該年度に計上した自動車関連諸税 (自動車税・軽自動車税・自動車重量税・自動車取得税) の総額に、総給与割Aを乗じたものとする。

⑤地価税

当該年度に計上した地価税の総額に、総給与割Aを乗じたものとする。

⑥減価償却費

総額 (投資用不動産分を除く。) に自賠責保険社員給与総額 (営業費・損害調査費・一般管理費の合計額、ただし人材派遣料は除く。) の総社員給与額 (営業費・損害調査費・一般管理費の合計額。ただし、直販社員給与及び集金専門社員給与を除く。また、人材派遣料は含めない。) に対する比率 (以下この割合を「総給与割B」という。) を乗じたものとする。

⑦消費税

当期に負担した消費税総額に総給与割Bを乗じたものとする。

当期に負担した消費税は別に定める。

⑧事業所税

a. 事業に係る事業所税

当該年度に計上した税額に総給与割Bを乗じたものとする。

b. 新增設に係る事業所税

当該年度に計上した税額 (投資用不動産分を除く。) に、総給与割Bを乗じたものとする。

⑨賞与引当金

賞与引当金の正味積増額（繰入額から戻入額を控除したもので、かつ、直販社員及び集金専門社員分を除く。）に総給与割Aを乗じたものとする。

⑩退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異を特別損益として処理した場合には、計上年度から15年間にわたり、特別損益額の1/15に総給与割Aを乗じたものを自賠償保険に賦課する。

以 上